

加須市空家バンクのご案内

～ 自分にとって不要な空家でも、必要としている方がいるかもしれません。～

～ 空家を有効活用したい方、空家をお探しの方はぜひご利用ください。～

空家バンクの概要

市ホームページなどで、利活用可能な空家の登録情報を公開し、空家を売りたい・貸したい方と買いたい・借りたい方とのマッチングを行うものです。仲介は市と協定を締結した協会を通じて選ばれた宅地建物取引業者が契約交渉等を行いますので安心してご利用できます。

対象となる空家

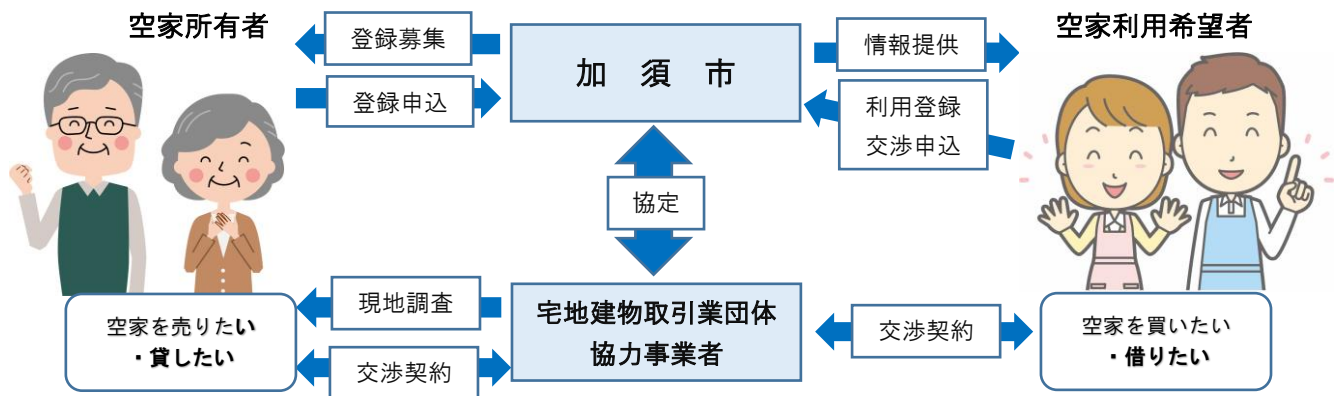
個人が居住を目的として所有している一戸建ての住宅（近いうちに空家となる予定の住宅含む）。ただし、次のものは除きます。

- ・ 賃貸、分譲等を目的として建築されたもの

空家バンクに登録できる家

- ・ 老朽、損傷等が著しくない空家
- ・ 所有者（相続）登記が完了している空家（所有者と登記名義人が同一）
- ・ 建物と土地の所有者が同一である空家（同一でない場合は、当該所有者から同意があれば可） など

※ 空家バンクへの登録可否の判定は、これらの要件や現地調査等により総合的に判断します。



お問い合わせ・申し込み（担当窓口）

- | | | |
|----------|-------|---------------------------|
| □環境安全部 | 交通防犯課 | ☎0480-62-1111（内線 271・272） |
| □騎西総合支所 | 地域振興課 | ☎0480-73-1111（内線 124） |
| □北川辺総合支所 | 地域振興課 | ☎0280-61-1205（直通） |
| □大利根総合支所 | 地域振興課 | ☎0480-72-1111（内線 145） |

登録から利用までの流れ

●空家バンクへの登録は2年間です。更新することにより延長が可能です。

➤ 空家を売りたい方・貸したい方

① 登録申込み	空家の登録を希望する所有者等の方は、登録に必要な書類を担当窓口へ提出します。詳しくは、担当窓口にご相談ください。手続きの案内や注意事項について説明いたします。
② 現地調査	所有者立会いのもと、市と協定を締結した協会を通じて選ばれた宅地建物取引業者（協力事業者）による、詳細な現地調査を行います。
③ 空家の情報提供	空家バンクに登録し、市ホームページ等で空家を紹介します。
④ 交渉契約	空家を見学したい。買いたい・借りたいなどの申し込みを受けると、協力事業者が確認の上、業者の仲介により交渉を開始します。 ※ 契約の成立時には、所定の仲介手数料が必要となります。

○提出書類

- ・登録申込書、登録カード、所有者等の身分を証明するものの写し
- ・建物及び土地の登記簿謄本の写し これ以外でも必要な書類の提出を求める場合もあります。

➤ 空家を買いたい方・借りたい方

① 空家の情報提供	市ホームページ等から空家の情報が閲覧できます。
② 利用登録	希望する空家が見つかった方は、利用登録に必要な書類を担当窓口へ提出し、利用者台帳への登録を行います。（希望する空家がなくとも、見つかった場合、速やかに交渉等行えるよう利用登録だけ行うこともできます。）
③ 交渉申込み	空家の購入・賃貸を希望される方は、交渉申込に必要な書類を担当窓口へ提出します。協力事業者の仲介により交渉を開始します。 ※ 契約の成立時には、所定の仲介手数料が必要となります。

○提出書類

- ・利用登録申込書、利用登録カード、利用希望者の身分を証明するものの写し
これ以外でも必要な書類の提出を求める場合もあります。

【希望する空家がある場合】・交渉申込書、現在お住まいの自治体が発行する住民票及び市税の滞納がないことの証明

空家の登録情報の公開

・市のホームページ、担当窓口などで情報の公開や提供を行います。

※ 所有者等の個人情報の公開・提供は行いません。

登録物件をはじめ、空家バンクの実施要綱や手続きに必要な書類（様式）等は市ホームページの空家バンクのページで確認できますので、是非、チェックしてみてください。